

平成十一年十二月十四日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一四六第四号

平成十一年十二月十四日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員石井啓一君提出児童養護施設に入園している日本国籍を有しない外国籍・無国籍の児童に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石井啓一君提出児童養護施設に入園している日本国籍を有しない外国籍・無国籍の

児童に関する質問に対する答弁書

一について

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）においては、保護者のない児童等については、その国籍のいかんにかかわらず、児童相談所における相談又は同法第二十五条の規定に基づく児童相談所に対する通告等を経て、都道府県等が、同法第二十七条第一項の規定に基づき、これを乳児院、児童養護施設等に入所させるなどの措置を採ることとなっており、これらの施設に入所した児童は、同施設において保護されることとなる。

二について

児童養護施設に入所している児童に関しては、国籍のいかんにかかわらず、入所措置を採った都道府県等が、児童福祉法第五十条第七号の規定に基づき、児童の入所後の保護に要する費用の支弁を行っており、当該費用には、児童が、義務教育終了後、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校等に入学した場合において卒業までの間（ただ

し、高等専門学校に入学した場合には、入学時から三年間）に必要な授業料、学用品の購入費等が含まれているところである。

三について

高等学校の入学資格については、学校教育法第四十七条に、「中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」と定められており、この要件を満たせば、日本国籍を有しない者でも、高等学校の入学資格を有する。

また、高等専門学校の入学資格については同法第七十条の五に、専修学校の高等課程の入学資格については同法第八十二条の三第二項に、それぞれ高等学校の入学資格と同様の定めがなされている。

なお、各種学校の入学資格については、各種学校規程（昭和三十一年文部省令第三十一号）第六条により、各学校が、課程に応じ、一定の入学資格を定めなければならないこととされている。

四について

児童養護施設に入所している日本国籍を有しない児童には、当該児童に対する上陸許可若しくは当該児

童の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留する者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二）と、これらの在留資格を有していない者とが考えられる。

また、当該児童が退所後も引き続き日本での生活を望む場合であっても、退所によりこのような法的地位が変更されることはないが、在留資格を有していない児童が在留資格をもって在留する者となるためには、在留資格を取得（同法第二十二條の二）し、又は在留特別許可（同法第五十條及び第六十一條の二の八）を受けることが必要である。

五について

児童養護施設に入所している日本国籍を有しない児童が退所後日本国籍の取得を希求する場合には、一般的には帰化の方法によることとなる。

日本国への帰化に関しては、国籍法（昭和二十五年法律第四百七号）第五条に、引き続き五年以上日本に住所を有すること、二十歳以上で本国法によって能力を有すること等、その一般的な条件が定められている。特に、無国籍の児童の日本国への帰化に関しては、日本で生まれ、かつ、出生の時から引き続き

三年以上日本に住所を有するものについて、右条件のうち、能力条件（同条第一項第二号）及び生計条件（同項第四号）を要しないこととし、かつ、住所条件（同項第一号）も緩和されている（同法第八条第四号）。

なお、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した二十歳未満の子で、その父又は母が日本国民であること等同法第三条に定める要件を備えるものは、届出により日本の国籍を取得することができる。